

暗証番号の設定を希望しない旨の申請書 (顔認証マイナンバーカードへの設定切替申請書)

(あて先) 狭山市長

1 必要事項

以下に申請される方の氏名、住所等と申請日をご記入ください。
また、代理人を通じて申請される場合は、裏面の委任状もご記入ください。

		申請日	令和	年	月	日
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	性別	男 ・ 女			
ふりがな						
氏名						
住所	狭山市					
電話番号	()					

2 内容

注意点、申請内容を確認し、以下の3つの太枠にチェック (✓) を付けてください。

申請内容	顔認証マイナンバーカードへの設定切替	<input type="checkbox"/>
------	--------------------	--------------------------

【注意点】

署名用電子証明書が搭載されている場合は、失効処理を行います。これにより、e-Tax (確定申告等) などのインターネットによる電子申告が行えなくなります。

顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービス (コンビニでの住民票等の証明発行など) では利用できません。

※ 事務処理記載欄

受付	保険証	ロック	記載	照合	返却	受付年月日	
						令和	年 月 日
本人	本人確認書類等の種類					複写等の有無	
	マイナンバーカード その他 ()					1. 無 2. 有 (紙)	
代理人	本人確認書類等の種類					複写等の有無	
	マイナンバーカード その他 ()					1. 無 2. 有 (紙)	
電子署名証明書	通信の有無			破棄/職権失効の有無と回数		発行手数料額	
	1. 無 2. 有 () 回			1. 無 2. 有 () 回		円	
無通信、破棄/職権失効及び発行手数料無料の理由							
経過措置							

【代理手続きをご希望の方は必ずお読みください】

- ◇ 設定切替を代理人に委任する場合には、下記の委任状をご記入ください。
- ◇ 申請者本人が不在の場合、顔認証マイナンバーカードへの設定切替は行えますが、これまでにマイナンバーカードの健康保険証登録をしていなかった場合には、健康保険証の利用登録支援は市役所では行えません。設定切替後、申請者ご自身で、顔認証マイナンバーカードを用いて、医療機関・薬局に設置されている「顔認証付カードリーダー」から保険証登録を行ってください。
- ◇ 窓口にて、申請者本人と代理人の方それぞれの本人確認を行います。
次のとおり、本人確認書類等を持参してください。

【申請者本人の分…計 3点】

- ①マイナンバーカード
- ②「下記のAグループから 1点(マイナンバーカード以外)」 または 「Bグループから 1点」
- ③委任状(下記を記入)

【代理人(法定代理人・任意代理人)の分…計 2点】

- ①「下記のAグループから 2点」または「Aグループから 1点 及び Bグループから 1点」
- ※代理人が法定代理人(15歳未満の方の親権者、成年後見人)の場合には、委任状の記載は不要です。
※成年被後見人、被保佐人、被補助人が代理人の場合には、別途「登記事項証明書」をご用意ください。
※15歳未満の方と親権者が、同一世帯に住んでいない(住民票が異なる)場合には、別途「戸籍全部事項証明書」をご用意ください(15歳未満の方の本籍地が狭山市の場合は不要)。

本人確認書類 ※全て有効期限内のものに限る

Aグループ	マイナンバーカード、住民基本台帳カード(写真付)、パスポート、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(写真付)、療育手帳、在留カード(写真付)、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書
Bグループ	健康保険証、介護保険証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証、こども医療費受給者証

※ キリトリ不可

(あて先) 狭山市長

令和 年 月 日

委任状 (※設定切替を委任する場合のみ記入)

申請者/委任者の氏名	
申請者/委任者の住所	狭山市

私は、下記の者を代理人として顔認証マイナンバーカードへの設定切替手続きについての権限を委任しましたので通知します。

代理人の氏名		申請者との関係	
代理人の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		

※以下は、代筆の場合のみ記入

代筆者の氏名		
代筆者の住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
代筆理由		申請者拇印